

定 款

(商 号) 特定非営利活動法人個体群生態学会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人個体群生態学会と称し、英文名を、The Society of Population Ecology とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対し、生態学・進化学・行動学・生物多様性学・資源管理学などに関わる個体群生態学の研究、進歩、発展及び普及に関する事業を行い、もって社会に貢献し、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究発表会、講演会の開催等による個体群生態学の研究事業
- (2) 機関紙の発行並びにホームページ等による個体群生態学の普及・啓発事業
- (3) 優秀な業績の表彰授与に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、国内正会員と永年会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 国内正会員(一般・学生)
この法人の目的に賛同して入会した国内在住の個人
- (2) 海外会員 この法人の趣旨に賛同して入会した海外在住の個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
3. 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 会長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 20人以内
- (2) 監事 2人以内

2. 理事のうち1人を会長、理事のうち1人を副会長とする。必要に応じて専務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長、専務理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 会長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
5. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若

しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定に関わらず、総会で後任の役員が選出されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合は、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各社員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した社員は、前2条、次条第1項及び第51条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
3. 前 2 項の規定に関わらず、社員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 6 項第 5 号の規定に基づいて招集の請求をするとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(電子メールによる業務の決定)

第38条 理事会の議決を要する事項については、次の要領によりその事項を決することができる。

2. 理事会の議決を要する事項について、理事会を開催することが困難であると会長が判断したときは、会長はその賛否についての各理事の判断を返信すべき期限を定めて、各理事に対し、各理事が会長宛に届け出たメールアドレス宛に、当該議決を要する事項及び当該議決事項の内容を電子メールで送信することができる。但し、返信すべき期限は、会長が発信した電子メールの送信日から7日以上経過した日としなければならない。

3. 当該電子メールを受信した理事は、定められた期限までに電子メールにより会長及び他の理事に対しその賛否の判断を発信する。
4. 会長は、定められた期限までに受信した各理事の判断を集約し、速やかに各理事にその結果を送信しなければならない。
5. 各理事は、電子メールによって、当該議決事項について会長に質問し、又は会長並びに他の理事に対し意見を述べるができる。各理事の判断について返信すべき期限と定められた日の2日前までに質問があった事項については、会長はその回答を理事全員に対し電子メールにより送信しなければならない。
6. 各理事の判断について返信すべき期限までに、理事総数の半数を超える理事から返信があったときは、電子メールによる方法によって理事会の議決を要する事項の決定をすることができる。
7. 前項の決定は、返信があった理事の賛否の判断の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。
8. 電子メールによる業務の決定方法の細目は、会長が別に定める規則により定める。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 入会金及び会費
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 委員会

(委員会)

第56条 この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の議決を経て各種委員会を置くことができる。

(委員会の業務)

第57条 委員会は、前条の議決によりその所掌とされた事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。

(委員の選任)

第58条 委員会に、委員長その他必要な委員を置く。

2. 委員は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

(その他の事項)

第59条 委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第60条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第61条 事務長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第62条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 1 1 章 雑 則

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、総会の承認を得、会長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 齊藤 隆
副会長 椿 宜高
理 事 内海 俊介
理 事 岸田 治
理 事 石原 道博
理 事 巖佐 庸
理 事 粕谷 英一
理 事 近藤 倫生
理 事 瀧本 岳
理 事 辻 瑞樹
理 事 津田 みどり
理 事 西田 隆義
理 事 仲岡 雅裕
理 事 松浦 健二
理 事 宮竹 貴久
理 事 吉田 丈人
監 事 荒木 仁志
監 事 野田 隆史

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年12月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日からその事業年度末までとする。

5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定

めるところによる。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 国内正会員入会金 (一般)	0円
国内正会員年会費 (一般・冊子体購読)	8,000円
国内正会員年会費 (一般・ウェブ購読)	7,500円
(2) 国内正会員入会金 (学生)	0円
国内正会員年会費 (学生・冊子体購読)	3,000円
国内正会員年会費 (学生・ウェブ購読)	2,500円
(3) 海外会員入会金 (一般・学生)	0円
海外会員年会費 (一般・船便希望者)	5,000円
海外会員年会費 (一般・SAL便希望者)	6,000円
海外会員年会費 (一般・ウェブ購読)	4,500円
海外会員年会費 (学生)	2,500円
(4) 賛助会員入会金 (個人)	0円
賛助会員年会費 (個人)	20,000円
(5) 賛助会員入会金 (団体)	0円
賛助会員年会費 (団体)	20,000円

(平成30年10月19日に変更)